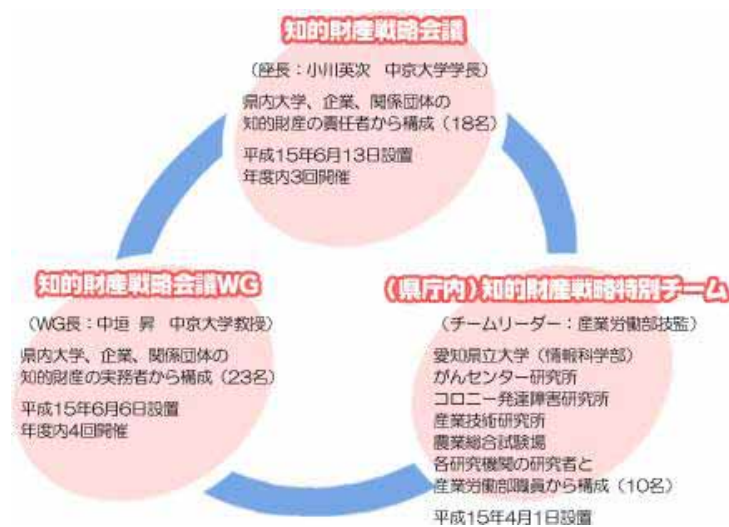


参 考 資 料



あいち知的財産創造プラン検討体制図

あいち知的財産創造プランの検討経過

日 付	会 議 名 等	摘 要
平成 15 年 4 月 16 日	県知的財産戦略特別チーム 会議	戦略会議への提案や、県の各 研究機関における知的財産の 創造の促進を図るため、県庁 内に設置した特別チームが、 初めて検討を実施。 (以降、月 2 回程度開催)
6 月 6 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 1 回会議	実務者・専門家からなる戦略 会議の WG で、プランの方向性 を検討。
6 月 13 日	第 1 回知的財産戦略会議	プランの方向性を検討。
8 月～11 月	アンケート調査等の実施	県内企業の実態を把握し、プ ラン検討の基礎資料とするた め、調査を次のとおり実施。 ・アンケート調査 10,000 件 ・ヒアリング調査 3,000 件 (うち訪問調査 500 件)
10 月 10 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 2 回会議	プランの課題を検討。
11 月 7 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 3 回会議	プランの骨格を検討。
12 月 9 日	第 2 回知的財産戦略会議	第 3 回ワーキンググループで の検討を踏まえ、プランの骨 子を検討。
平成 16 年 1 月 19 日	知的財産戦略会議ワーキン ググループ第 4 回会議	プランの素案を検討。
1 月 31 日 ～2 月 29 日	県民意見聴取の実施	パブリックコメント制度によ り広く県民に意見を求めた。
3 月 15 日	第 3 回知的財産戦略会議	戦略会議としてプランをとり まとめ、県に提言。

愛知県知的財産戦略会議 設置要綱

(目的)

第1条 愛知県地域における知的財産立県の実現に向けて、知的財産を戦略的に、創造・保護・活用するため、愛知県知的財産戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 1 あいち知的財産創造プランの策定に関する事。
- 2 愛知県地域における関係施策・事業の効果的・効率的な展開に資する総合的な連絡・調整の推進に関する事。
- 3 その他、あいち知的財産創造プランを推進するために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 戦略会議の委員は、知事が委嘱する。

- 2 委員は別表1のとおりとする。
- 3 委員の任期は平成16年3月31日までとする。

(座長)

第4条 戦略会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員が互選する。
- 3 座長は会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議は、必要に応じ座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 戦略会議は、公開とする。ただし、戦略会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
 - (1)愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
 - (2)会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障を生じると認められる場合
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(WG)

第6条 戦略会議にはワーキンググループを置くことができる。（以下「WG」という。）

- 2 WGは、知事が委嘱する委員で構成する。
- 3 WG委員は別表2のとおりとする。
- 4 WGにWG長を置き、WG長は委員の互選によりさだめる。
- 5 WGの構成、役員及び会議については、本要綱の条項を準用する。

(意見聴取)

第7条 戦略会議及びWGは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議及びWGの庶務は、産業労働部産業技術課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、座長が戦略会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月13日から施行する。

愛知県知的財産戦略会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

職 名	氏 名
(社)発明協会愛知県支部 支部長	石 丸 典 生
名古屋工業大学大学院 教授 (前副学長)	岩 田 彰
(株)生方製作所 代表取締役社長	生 方 眞 哉
中京大学 学長 <座長>	小 川 英 次
(株)ニデック 代表取締役	小 澤 秀 雄
(社)中部経済連合会 副会長待遇専務理事	木 下 喜 揚
名古屋商工会議所 専務理事	工 藤 尚 武
名古屋大学 副総長	後 藤 俊 夫
(株)パーム 代表取締役 (中部映像関連事業社協会理事長)	近 藤 耕 司
(株)医学生物学研究所 代表取締役会長	数 納 幸 子
トヨタ自動車(株) 取締役	中 西 清
愛知県 副知事	長谷川 信 義
名城大学 副学長	原 彰
中部経済産業局 局長	細 川 昌 彦 (大 道 正 夫)
本多電子(株) 代表取締役社長	本 多 洋 介
日本弁理士会 東海支部長	松 浦 喜 多 男
日本ガイシ(株) 代表取締役副社長	水 谷 尚 美
ブラザー工業(株) 代表取締役会長	安 井 義 博

* 氏名の()は前職

愛知県知的財産戦略会議ワーキンググループ 委員名簿
(敬称略・五十音順)

職 名	氏 名
(株)生方製作所 技術部法規課長	安 達 祐 司
(株)医学生物學研究所 開発企画部次長	岩 波 博 文
(社)中部経済連合会 調査部長	牛 田 光 紀 (成 田 慎 吾)
トヨタ自動車(株) 知的財産部主査(前知的財産部長)	江 崎 正 啓
名城大学 学術研究支援センター長	岡 林 繁
(財)名古屋産業科学研究所 常務理事	神 谷 保
(株)アイピックス 主幹 (前(株)デンソー知的財産部長)	神 谷 正 司
日本弁理士会東海支部 副支部長	神 戸 典 和
愛知県 産業労働部長	久 保 泰 男
中部経済産業局 産業企画部長	車 田 直 昭 (板 谷 憲 次)
(株)価値総合研究所 主席研究員	桜 井 勉
(株)ニデック 法務部法務課長	鈴 木 和 見
名古屋大学 大学院法学研究科教授	鈴 木 將 文
ブラザー工業(株) 執行役員技術企画部長	大 門 悟
名古屋工業大学教授	田 中 俊 一 郎
中京大学 大学院ビジネス・イノベーション研究科長 <WG長>	中 垣 昇
(株)アドホック 代表取締役 (中部映像関連事業社協会理事)	藤 井 則 次
名古屋商工会議所 総務部長	古 橋 利 治
(財)科学技術交流財団 参事	松 吉 恭 裕
本多電子(株) 統括本部法務課長	村 松 喜 和
名古屋大学 先端技術共同研究センター長	森 滋 勝
日本ガイシ(株) 顧問 (前理事・法務部長)	盛 田 謙 三
(独)産業技術総合研究所 シニアリサーチャー	山 田 豊 章

*氏名の()は前職

【用語の説明】

インセンティブ

奨励金、報奨金の意。企業では、特別な貢献をした社員に給与以外に「インセンティブ」を支払うなどして、社員の働く意欲を刺激し、事業活動を活発化させることを目的としている。

研究開発コンソーシアム

研究組合を組織した研究開発を意味する。大学や公の試験研究機関と民間企業が研究資金をそれぞれ支出し、研究体制を構築する。研究者には長期的な研究計画を立てられるメリットがあり、民間企業にとっては研究リスクの軽減につながる。

検索アドバイザー

特許電子図書館（IPDL）の情報の有効活用を目指し、全国の知的所有権センターに配置された、特許情報検索の指導員。

国際出願（こくさいしゅつがん）

国際出願とは、特許協力条約（PCT）に基づく出願をいう。1つの国への出願を行うことにより、国際出願日が与えられ、複数の国（指定国）へ同時に国際出願できる。

コンテンツ

情報の内容。放送やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の内容をいう。

産業クラスター

地域の経済産業局が地方自治体と共働して、世界市場を目指す企業を対象に、産学官の広域的な人的ネットワークを形成、地域関連施策を効果的、総合的に投入することにより、地域経済を支え世界に通用する新事業が次々と展開され、産業の集積が形成されることを目標とするプロジェクト。全国で19プロジェクトが展開されており、当地域では東海3県を対象に、バイオ分野及び高度精密加工・材料分野等において、高度なものづくり集積の創生を図る「東海ものづくり創生プロジェクト」が展開されている。

実施許諾（じっしきょだく）

特許を他人に実施させることを許す、つまり、ライセンスをすること。独占的な実施権を与える場合と、非独占的な実施権を与える場合がある。実施許諾を行う者を、ライセンサー(Licenser)、許諾を受ける者をライセンシー(Licensee)という。

知的クラスター

地域主導で、独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関を核とし、地域内外から企業等も参加して構成される技術革新システム。具体的には、人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、公的研究機関の有する独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ、連鎖的に技術革新とこれに伴う新産業が起こるシステム。文部科学省では、平成14年4月に12事業実施地域を、15年2月に、3地域を指定し、知的クラスター本部の設置や科学技術コーディネータの配置等を実施している。

知的財産権（ちてきざいさんけん）

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4種の産業財産権に、さらに著作権や品種登録などを加えたものの総称。

・特許権（とっきょけん）

新規な発明を創作した者に与えられる独占権。特許権を得るためには、特許庁に対して特許出願を行い、審査を経なければならない。存続期間は特許出願の日から20年。

・実用新案権（じつようしんあんけん）

物品の構造、形状に関する考案を保護する権利。特許と異なり、形式的な審査のみを行う無審査主義を採用。存続期間は、出願から6年。

・意匠権（いしょうけん）

物品の形状や模様などのデザインを保護する権利。存続期間は、登録の日から15年。

・商標権（しょうひょうけん）

商品やサービス（役務）を識別する商標を保護する権利。存続期間は、一応10年で満了するが、登録の更新により、永久的な権利の存続が可能。

・著作権（ちよさくけん）

思想または感情を創作的に表現したものを保護する権利で、文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するもの（プログラムを含む）。保護期間は、著作者の存命中および死後50年（ただし、映画の著作権は、70年）。

・種苗法（しゅびょうほう）による品種登録（育成者権）

農産物の新品種の育成者の権利を保護するために、品種を登録する制度により、登録品種や従属品種を利用する権利を育成者に専有させるもの。

知的所有権センター

地域における特許情報の利用・発信の基地として、各都道府県に設置されているもので、中小企業等の技術開発を支援するもの。全てのセンターで、特許情報の閲覧、特許情報の利用等に関する指導・相談が受けられる。また、センターでは、特許流通アドバイザー、及び検索アドバイザーが配置されており、無料で相談が受けられる。愛知県では、県の産業技術研究所（刈谷市）内に設置されている。

特許電子図書館（とっきょでんしとしょかん）

特許庁がインターネット上で無料公開している特許情報のデータベース。略称 IPDL。

特許流通アドバイザー

円滑な特許流通の拡大と普及を図るため、各都道府県の知的所有権センターやTLOで、特許流通の相談や情報提供を行う知的財産権とその流通に関する専門家。

特許流通フェア

特許導入を希望する企業と特許提供を希望する企業や大学等が一堂に会し、マッチング

するイベント。平成9年度から各経済産業局で実施されている。

ナノテクノロジー

ナノメートル(nm:1メートルの10億分の1)で定義できる物質を創製、自在に制御し、またそれらの物質の性質や機能を組み合わせ、素材、IT、バイオテクノロジーなどの産業に生かす技術。21世紀の最重要技術と位置づけられ、学際的な研究分野として注目を浴びている。

ノウハウ

公開されていない、秘密性のある技術的情報。特許出願すると内容が公開されるため、これを嫌い、特許出願せず、ノウハウとして技術を秘密にする例が見られる。この場合、ノウハウを営業秘密として管理し、守っていく工夫が必要。

不正競争防止法(ふせいきょうそうぼうしほう)

他者を妨害したり、欺いたりして、商売上の競争的地位を不正に優位ならしめようとする行為を規制するもの。商品ブランドや形態の模倣、秘密管理されている技術・営業上の有用な情報を不正な手段で取得、使用、開示する行為、原産地を偽って表示すること等が禁止されている。

ベンチャーキャピタル

ベンチャー企業への投資を専門的に行う投資会社。ベンチャー企業に出資(株式の取得)し、その企業が成功し、株式公開した際に得られる利益(キャピタルゲイン)を収入としている。

ロイヤリティ

ライセンスによる特許の実施承諾に対して支払う対価、報酬。特許権料のこと。

JST

独立法人科学技術振興機構(Japan Science and Technology Agency)の略称。文部科学省の学術研究や共同研究の促進施策において中心的な役割を果たしており、地域結集型共同研究事業などの研究開発事業を展開している。

MOT

Management of Technology(技術経営)の略。新規事業の創出、技術革新を目指した技術の管理手法を供給する。技術を速やかに事業化するための人材育成に必要な教育として、産学連携施策の一環として「MOT」教育が推進されている。

NEDO

新エネルギー・産業技術総合開発機構(New Energy and Industrial Technology Development Organization)の略称。産学連携の促進施策において中心的な役割を果たす。経済産業省の補助を受け、大型の研究開発支援制度の実施を行っている。

NPO

Non-Profit Organizationの頭文字。「民間非営利団体」と訳される。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいう。

P D C A

P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルをあらわす。知的財産をとりまく環境は変化が著しく、継続的改善とは切っても切れない関係にあり、PDCA が欠かせない。

T L O

技術移転機関 (Technology Licensing Organization) の略称。大学の技術、アイデア、発明を評価・特許化し、適切な企業へ積極的にマーケティングを行い、技術移転に結びつける機関。このような TLO の設立を促進するため、平成 10 年に「大学等技術移転促進法」が制定され、この法律に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣の承認を受けると、助成金の交付や産業基盤整備基金による債務保証等の支援措置を受けることができる。